

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県営住宅の設置場所について、用途廃止による取り壊しなどに伴い、所要の改正を行うため、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 近江八幡市の土田団地について用途廃止により取り壊しを行ったこと、栗東市の小平井団地について住居表示の変更があったことおよび甲賀市の古城が丘団地について建替事業を実施したことに伴い、県営住宅の設置場所について、所要の改正を行うこととします。（別表第 2 関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 114 号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 6 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「近江八幡市鷹飼町」を「近江八幡市鷹飼町」に、「栗東市小平井」を
近江八幡市土田町」 甲賀市水口町古城が丘」

「栗東市小平井一丁目」に改める。
甲賀市水口町水口」

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および別表第1 省略</p> <p>別表第2 (第2条の3関係)</p> <p>大津市朝日が丘一丁目</p> <p>大津市朝日が丘二丁目</p> <p>大津市三大寺</p> <p>大津市一里山四丁目</p> <p>大津市栗林町</p> <p>大津市大平一丁目</p> <p>大津市大平二丁目</p> <p>彦根市芹川町</p> <p>彦根市東沼波町</p> <p>彦根市開出今町</p> <p>彦根市八坂町</p> <p>長浜市朝日町</p> <p>長浜市新庄寺町</p> <p>長浜市新庄中町</p> <p>長浜市新栄町</p> <p>長浜市殿町</p> <p>長浜市木之本町木之本</p> <p>長浜市木之本町黒田</p> <p>近江八幡市西本郷町</p> <p>近江八幡市鷹飼町</p> <p>近江八幡市土田町</p> <p>草津市木川町</p> <p>草津市西矢倉二丁目</p> <p>草津市西渋川二丁目</p>	<p>本則および別表第1 省略</p> <p>別表第2 (第2条の3関係)</p> <p>大津市朝日が丘一丁目</p> <p>大津市朝日が丘二丁目</p> <p>大津市三大寺</p> <p>大津市一里山四丁目</p> <p>大津市栗林町</p> <p>大津市大平一丁目</p> <p>大津市大平二丁目</p> <p>彦根市芹川町</p> <p>彦根市東沼波町</p> <p>彦根市開出今町</p> <p>彦根市八坂町</p> <p>長浜市朝日町</p> <p>長浜市新庄寺町</p> <p>長浜市新庄中町</p> <p>長浜市新栄町</p> <p>長浜市殿町</p> <p>長浜市木之本町木之本</p> <p>長浜市木之本町黒田</p> <p>近江八幡市西本郷町</p> <p>近江八幡市鷹飼町</p> <p>(削除)</p> <p>草津市木川町</p> <p>草津市西矢倉二丁目</p> <p>草津市西渋川二丁目</p>

守山市播磨田町
守山市石田町
栗東市川辺
栗東市小平井
甲賀市水口町古城が丘
甲賀市水口町西林口
甲賀市信楽町長野
野洲市上屋
野洲市永原
湖南市石部南四丁目
湖南市岩根
高島市今津町弘川
高島市今津町日置前
高島市揮戸
高島市新旭町安井川
東近江市八日市清水二丁目
東近江市今堀町
東近江市尻無町
東近江市沖野四丁目
東近江市春日町
東近江市今町

守山市播磨田町
守山市石田町
栗東市川辺
栗東市小平井一丁目
甲賀市水口町水口
甲賀市水口町西林口
甲賀市信楽町長野
野洲市上屋
野洲市永原
湖南市石部南四丁目
湖南市岩根
高島市今津町弘川
高島市今津町日置前
高島市揮戸
高島市新旭町安井川
東近江市八日市清水二丁目
東近江市今堀町
東近江市尻無町
東近江市沖野四丁目
東近江市春日町
東近江市今町